



### ○学校の危機状況に対する緊急支援

児童・生徒にかかる事件・事故等の発生に当たり児童・生徒、教職員、保護者の心のケアを行います。PTSDを予防し学校の日常性を取り戻すため、教育委員会や学校の要請に基づき、所員等を派遣します。教育委員会及び学校等と協力して事態の解決に向けた取組を行います。

- ◆1 教育委員会及び学校からの要請に基づき、所員やアドバイザリースタッフ(専門家)を派遣します。
- ◆2 学校の危機状況を見立て、児童・生徒の「心と身体の健康調査」、児童・生徒の「面接」を実施します。
- ◆3 要配慮児童・生徒への個人面接や必要に応じた保護者や教職員等の面接を通して、「心のケア」を行います。

詳細につきましては、当センターのホームページ <http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp> をご覧下さい。  
冊子「生命にかかる事件・事故後の心のケア」第2版 一学校の危機対応と緊急支援の在り方を掲載しております。



**「危機には絆を、ネットワークを!」**

### 青少年リストアプレイス事業 ~高校を中退し、再スタートしたい方に~

#### 「つどい」にご参加をお待ちしております!

高等学校を中途退学した方やその保護者を支援するために、当センターに昨年度、「青少年リストアプレイス」を設置しました。電話や来所による個別相談や情報提供、関係機関の紹介等を行います。

リーフレットのハガキや当センターのホームページから登録していただいた方に、通常の電話相談・来所相談はもとより、進路相談会のご案内の送付や、都立高校入学の情報の送付を行います。同じような疑問や悩みをもつ皆さんでお茶を飲みながら話せる「つどい」の開設など細かな支援を行っています。

1 対象者	都内在住または在勤で、原則として、高校生年齢段階の方とその保護者
2 相談内容	①高校への編入学、再入学 ②高等学校卒業程度認定試験 ③就労に関すること ④心理的な相談 その他進路全般
3 相談時間	平日 午前9時から午後9時まで 土・日・祝日 午前9時から午後5時まで(年末年始等を除く)
4 相談場所等	電話相談 03-3493-8008 来所相談 目黒区目黒1-1-14 東京都教育相談センター内
5 その他	ホームページや案内リーフレット等において登録された方には当センターから情報を提供します。
6 つどい	9/28 10/26 11/30 12/21 1/25 毎月第4木曜日 午後2時から4時まで 東京都教育相談センター 電話03-5434-1982

### 不登校の子ども・中途退学された方のために

#### 東京都教育相談センター進路相談会 ~きっとみつかる“きみの道”~

不登校や中途退学によって進路についての情報を得にくい方々を対象に、自分に合った進路選択ができるよう支援します。全体会では、都立高校のしくみ全般の情報から、都立高校チャレンジスクール・通信制・定時制高校からの話、東京じごとセンターからの就労の話など、関係者を招いて情報提供をいたします。「高校を中退したがこれから進路についての情報が知りたい」「中学生で不登校だが卒業後の進路についての情報が知りたい」などの切実な声には、専門の相談員が個別相談に応じます。進路選択のヒントがきっと得られます。

【お問い合わせ】 電話 03-5434-1982

#### 期 日・場 所

● 第2回	平成18年 10月21日(土) 東京都教職員研修センター (文京区本郷 JR 総武線 水道橋駅 徒歩2分)
	平成18年 11月11日(土) 東京都多摩教育センター (立川市錦町 JR 南武線 西国立駅 徒歩10分)
	平成18年 11月18日(土) 小松川さくらホール (江戸川区小松川 都営新宿線 東大島駅 徒歩10分)

広報 **すこやかさん** 第16号 平成18年8月発行

東京都教育相談センター 〒153-8939 東京都目黒区目黒1-1-14  
TEL 03-5434-1983 FAX 03-3493-2293  
<http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp>

## 転換期を迎えて・これまでとこれから

東京都教育相談センター 所長 関口 栄一

118回だったものが17年度は361回、学校への緊急支援も15年度72回だったものが17年度には165回となっています。世間の耳目を驚かす事件事故や不安、孤立しがちな家庭を背景に、学校現場では緊急時の対応や特別支援教育などの新しい課題への対応が求められており、都民の学校への信頼をしっかりと支えていくことが必要です。当センターでは学校支援ばかりではなく、都民へのアウトリーチ型・働きかけ型の事業が増えています。進路相談会やスクーリング・サポート・ネットワーク事業もその例です。積極的に学校・家庭を支えていく役割こそ、ますます強化すべき機能といえます。

### 1 最近のデータから

当センターの「概況」では、平成17年度の都民からの相談総数は約22千件、教職員や他の教育相談所からの相談が約1千件となっています。内容的には不登校が約1千件、高校進路関係が6~7千件、いじめ・体罰・セクハラ関係が約2千件で、センター開所以来の基本的な相談傾向といえます。

そのなかで特に増加が顕著なものがホームページのアクセス数です。13年11月に開設し、14年には8.4千件でしたが、その後毎年急増し、17年度は25千件を突破しました。メールによる相談受付も、14年度67件だったものが17年度には263件となっています。ホームページやメールの機能、特性を活かしながら、相談機能を改善充実していく必要があります。

### 2 受身の相談からアウトリーチへ

平成18年度の主要施策は、「学校における相談機能の充実を図ること」です。学校現場を支えることこそ教育相談サービスの基本です。所員による要請訪問は13年度

### 3 「子ども家庭総合センター(仮称)」プロジェクトを契機に

平成21年度末には、児童相談センター、少年センターなどの機能連携を強化する「子ども家庭総合センター(仮称)」の開設が予定されています。このプロジェクトにおいても、当センターには、学校との関係を強化し、家庭と学校とを結びつける役割が期待されています。相談内容も複雑化する一方で、高校中途退学や不登校などの問題には学校へのアプローチと連携が不可欠ですし、高校への進学・進路についても多様化に伴い選択肢が広がる中で、一層適切なアドバイスが求められています。

転換期を迎える中で将来を展望した事業の充実を図ってまいります。ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 東京都教育相談センター案内

総合受付電話番号 03-3493-8008



#### ○電話相談／平 日 午前9時から午後9時まで

土・日・祝日 午前9時から午後5時まで(年末年始等を除く)

\*上記以外及び休館日は、留守番電話及び電子メールにより対応しています。  
メール、ホームページ  
<http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp> から、お入りください。

#### ○来所相談／午前9時から午後5時まで(平日)

\*電話でお申し込みください。  
\*立川出張相談室(立川市錦町6-3-1)においても応じています。

\*広報「すこやかさん」第1号～第15号は、ホームページ上でもご覧いただけます。

<http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp>



● 東京都教育相談センター案内 ●  
 〒153-8939 東京都目黒区目黒1-1-14  
<http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp>  
 電話相談総合受付 03-3493-8008  
 平 日 午前9時から午後9時まで  
 土・日・祝日 午前9時から午後5時まで(年末年始等を除く)

# 教育相談センターでの相談

## - 話してみよう あなた的心配 -



### 本人・保護者からの相談



#### 教育相談

##### 【幼児・児童期教育相談】

子育て、不登校、集団不適応、発達に関することなど

##### 【思春期教育相談】

不登校、集団不適応、学業不振、性に関する悩みなど

##### いじめ、体罰等及び

##### 学校でのセクシュアル・ハラスメント相談

##### 高校進級・進路・入学相談

##### 青少年リストアブレイス

高等学校中途退学後の進路に関する相談や情報提供

### 電話相談



電話相談の総数  
約16,000回(平成17年度)

### 来所相談



#### 面接室



#### 遊戯室



#### 待合室

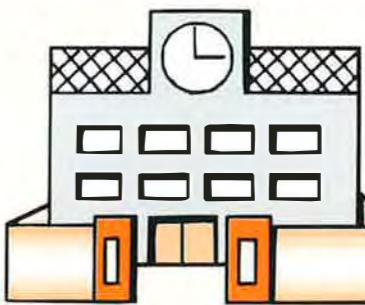


継続的に相談を行います。  
(1回の面接は1時間です。)

ゆったりとした雰囲気の中で遊びを通して子ども  
の心のケアを行います。

### 学校等への支援

学校での気になる子ども  
への対応は?



不登校の子どもへのかか  
わり方は?

保護者にどんなアドバイス  
をしたらいいですか?

### アドバイザリースタッフ派遣



不登校や集団不  
適応の児童・生  
徒のために学校  
へ心理専門職や  
学生を派遣しま  
す。

### 要請訪問



事例検討会や研修会へ当センター所員を  
派遣します。

### 教師等からの相談



児童・生徒の理解、学級経営、保護  
者への対応など電話で相談を受けて  
います。

### 緊急支援

児童・生徒にかかる事件・事故等に対して児童・生徒、教職員、保護  
者の心のケアを行います。当センター所員やアドバイザリースタッフ(

心理専門職等)を派遣します。